

南砺市から転出される方へ

☆ 新しい住所に住み始めてから**14日以内**に新住所地で転入の手続きをしてください。

(14日以内に届出をしない場合、過料に処せられることがあります。)

<転入の手続きに必要なもの>

①転出証明書

②届出人の印鑑

③本人確認書類

④個人番号カード 又は 個人番号通知カード

なお、次に該当する方は、それぞれの手続きが必要となります。

		南砺市での手続き	新住所地での手続き
<input type="checkbox"/>	印鑑登録をされている方	転出予定日をもって登録が廃止されま す。	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きを してください。
<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入されてい る方	被保険者証等をお返してください。転出予定 日をもって資格がなくなります。 ※70歳以上の方には、負担区分等証明書をお 渡します。	改めて加入の手続きをしてください。 ※70歳以上の方は南砺市で発行された負 担区分等証明書を提出してください。
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証 をお持ちの方	後期高齢者医療被保険者証をお返しくだ さい。負担区分証明書をお渡します。	印鑑・負担区分証明書を持って、手続き をしてください。
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証をお持 ちの方 要介護認定を受けている方	介護保険被保険者証をお返してください。要 介護認定を受けている場合は、受給資格 証明書をお渡します。	受給資格証明書をお持ちの方は、転入後 14日以内に要介護認定の申請をしてくだ さい。
<input type="checkbox"/>	児童手当を受けている方	新住所の市区町村への連絡票をお渡しし ます。	改めて認定請求の手続きをしてください。 必要書類については新住所地でご確認く ださい。(健康保険証・印鑑・請求者の預金通帳等)
<input type="checkbox"/>	こども・ひとり親・障害者・妊産 婦の各医療証をお持ちの方	各受給資格者証をお返してください。	市区町村によって制度が異なりますので、 新住所地で制度の有無をおたずねくださ い。
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳をお持ちの方	特にありません。	手帳・印鑑をお持ちの上、住所変更の手 続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	小・中学校の転校の手続き	今までの学校から在学証明書・教科書給 付証明書をお受け取りください。	新住所地の教育委員会にお問い合わせく ださい。
<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以 下)をお持ちの方	ナンバープレート・印鑑・標識交付証明書を お持ちになり、廃車届をしてください。	廃車証明書をお持ちの上、登録の手続き をしてください。
<input type="checkbox"/>	上下水道を使用している方	閉栓の手続きをしてください。 ※手数料がかかります	
<input type="checkbox"/>	個人番号カード・住基カードを お持ちの方	南砺市独自のサービスが受けられなくなり ます。	カード継続利用を希望される場合は、新 住所地で手続きを行なってください。
<input type="checkbox"/>	個人番号カード申請済で未受 領の方	転出に伴い、申請は自動的に取り消され ます。	転入手続き後、再申請してください。
<input type="checkbox"/>	犬を飼っている方へ	犬と一緒に移動される方は、特にありませ ん。(犬の所在が市内に残ったり、飼い主 が変更になる場合は、届出が必要です)	鑑札や南砺市での登録がわかるもの(狂犬 病予防接種案内ハガキ等)を持って手続きし てください。

★ 転出先の変更について

転出証明書に記載してある転出予定日や転入先が変更になった場合でも、交付されている転出証明書をそのまま転入先の市区町村役場に提出し、変更があった旨をお伝えください。また、転出を取りやめる時は、転出証明書、印鑑、本人確認書類をお持ちになり、南砺市で転出取り消しの手続きをしてください。

〒939-1596 富山県南砺市苗島4880番地
南砺市役所 TEL 0763-23-2003(代表)

